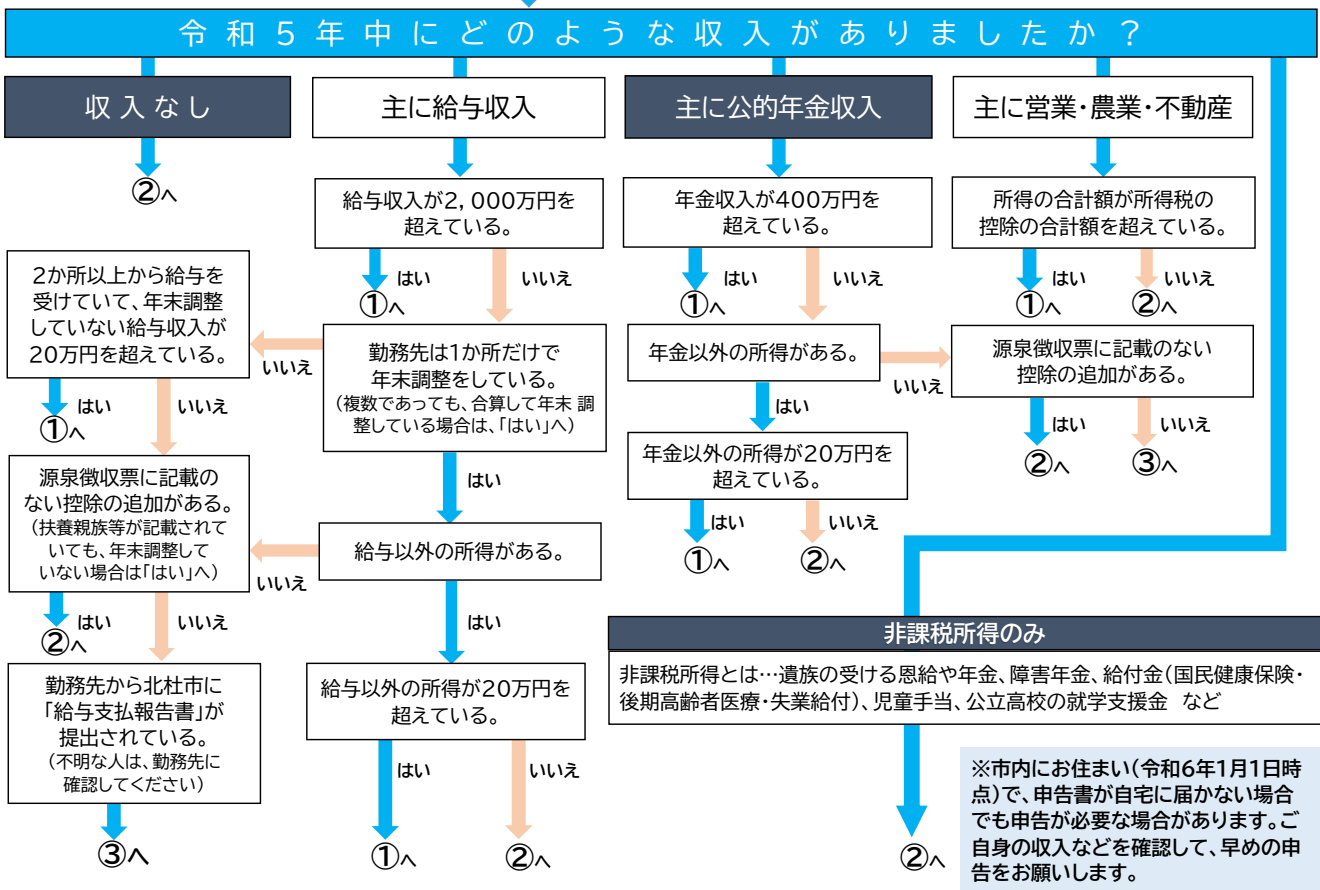


# 申告は必要？

※フローチャート(下図)を参考に確認してください。  
 ※フローチャートは一般的な例を示しています。  
 ご不明な点はお問い合わせください。

**スタート**  
 令和6年1月1日現在、  
 北杜市に住所(住民登録)がある。

北杜市に申告をする必要はありません。  
 令和6年1月1日に住所(住民登録)が  
 あった市区町村へ相談してください。



①	所得税の確定申告が必要です。	所得税の確定申告をすれば、市・県民税の申告は必要ありません。 <small>※所得税確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に、該当する事項・金額などがあれば記入してください。</small>
②	市・県民税の申告が必要です。	令和5年中に収入のなかった方も、市・県民税申告を行ってください。 <small>※申告がない場合、各種保険料(税)の算定や、福祉サービスの利用料、所得の証明書の発行などに影響が出る場合があります。</small>
③	所得税の確定申告・市県民税の申告は、必要ありません。	

※②、③に該当する場合でも、所得税の還付を受ける場合は、所得税の確定申告が必要です。

②の方につきましては、書類の添付や簡単な記入のみで提出できる場合があるため、ご自身の申告内容をご確認いただき、自主申告へのご協力をお願いいたします。申告会場で相談する必要があるか判断が難しい場合は、お電話または税務課及び総合支所地域市民課の窓口にてお尋ねください。内容によっては提出のみで完了できる場合があります。なお提出先については、下記のとおりです。

- 提出先**
- ・市役所税務課または最寄りの総合支所地域市民課の窓口へ提出
  - ・郵送で市役所税務課へ提出（封筒をご用意の上、提出してください）
- 郵送先**
- 〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地1  
 北杜市役所 税務課 市民税担当